

平成 27 年度 第 1 回 公民館運営審議会 会議録

平成 27 年 6 月 26 日（金）14 時 00 分～
中央公民館 講座室 3

出席委員名：萩原委員 沼野委員 大西委員 加嶋委員 井上菊信委員 秋田委員 阪口委員 中野委員 吉道委員 近藤委員 井上誠一委員

欠席委員名：深井委員 西田委員

出席職員：前田教育部長 藪内中央公民館長、大脇浜手地区公民館長、北野山手地区公民館長 稲田中央公民館長補佐

1. 第 32 期公民館運営審議会委員の委嘱について

萩原雅也氏外 12 名に第 32 期公民館運営審議会委員を委嘱

期間：平成 27 年 6 月 1 日～平成 29 年 5 月 31 日

西教育長が他の公務のため欠席により、前田部長から委嘱状を渡す。代表して萩原雅也氏が受け取った。

（教育部長あいさつ）

委員の皆様におかれましては公民館運営審議会を支えていく立場として 2 年間よろしく願いいたします。私から申すまでもなく、公民館運営審議会とは公民館の、講座を始めとする各種事業に対し、専門的な見地からご指導、ご助言をいただく場として理解しております。できるだけ多くの分野の皆様からご指導いただくことで、公民館の運営、活動そのものに幅をもたせながら、さらに社会教育の充実を図ってまいりたいと思っております。公民館は常に新しい時代の課題に向かって議論を進めていくべきと考えます。とりわけ最近の利用者団体の皆さんの方からもご指摘いただいているように、いかに地域に出て行くのか、地域社会の中で公民館が果たす役割とは何なのかが問われている時代ではないかと考えます。さらに、できるだけ多くの市民の皆さんが公民館に集えるように情報発信をしていかなければならないとも考えています。それは公民館職員はもとより、教育委員会挙げて取り組んでいかなければならないという考え方であります。今後もみなさんとともに貝塚の公民館三館を盛り立てていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

（委員自己紹介）

萩原委員：大阪樟蔭女子大学の萩原正也と申します。大学にお世話になって 10 年ですが、その前は大阪府教育委員会にいてそのときに貝塚公民館の方ともつながりがありお世話になりました。貝塚の公運審の委員になるとは思っていませんでしたが、ご縁がありましたので 2 年間よろしく願いいたします。

大西委員：クラブ講師を 20 年近くしていまして、その立場で出させていただきます。中央の「つるかめ料理」と浜手の「おやじの料理」を担当していますが、料理に関し高度な専門性があるわ

けではなく、みんなが楽しく料理できるようにということをモットーに続けています。自分もコーラスのクラブの一員であり、公民館が大好きという気持ちで関わらせていただいています。

加嶋委員：前は一般公募に応募し、今回はPTA協議会から出させていただいています加嶋です。公民館から生まれた「貝塚子育てネットワークの会」でずっと活動してきて現在はNPOでも活動しております。

沼野委員：公運審の委員を長らく務めています沼野と申します。20年以上子育てネットワークの会で活動し、公民館が休みの水曜日しか家の掃除をしていないぐらいに毎日公民館に来ていました。今は病児保育所で保育士をしていまして、働くお母さんとのつながりもできました。子育てネットの頃は家にいるお母さんとのつながりが主でしたが、いろんなお母さんが公民館に来ることができたらいいなと思っています。

秋田委員：前は中央公民館クラブ協議会から出ていましたが、今回は一般公募に応募して委嘱されることになりました秋田と申します。現在は中央公民館でパン作りのクラブに入っています。

阪口委員：中央公民館で仏像彫刻のクラブに入っています阪口です。クラブ協議会の役員として出ています。

吉道委員：浜手地区公民館利用者連絡会の役員として出ています吉道です。約30年前にも公民館運営審議会委員をさせていただきました。まだ公民館が一館しかなかった頃で、残念ながらその頃の記憶はありませんが、また改めて勉強させていただきたいと思います。

中野委員：前回は引き続き務めさせていただきます中野と申します。よろしく願いいたします。

近藤委員：近藤と申します。「生涯教育コーディネーター養成講座」第3期の修了者で「スリーメイト」という学習グループをつくり、公民館で活動してきました。内容は健康に関することが多いですが、裁判員制度ができた時は裁判所を見学するなど自分達で問題提起をし、その時々々の社会情勢に合わせて学んできました。学習グループ連絡会に属するグループは現在4つに減ってしまいましたが、連絡会の中の順番として今回この場にでております。公民館を拠点として活動しながらも公民館について勉強不足ですが、今後勉強しながら務めていきたいと思っています。

井上誠一委員：私は「貝塚市障害者児団体連絡会」から推薦を受けてまいっております井上と申します。この連絡会は6つの団体の連合体です。私が各団体の意見を吸い上げて公民館運営審議会に委員として参画することにより、公民館での障がい者の活動の場が広がっていくことは大変結構なことであり、それが私の役割だと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

井上菊信委員：民生委員・児童委員協議会の会長をさせていただきます井上です。よろしく願いいたします。

深井委員（貝塚市校園長会）と西田委員（貝塚商工会議所）は公務のため欠席。

(職員自己紹介)

前田部長：この4月から教育部長を拝命しました前田です。昨年度までは社会教育課長をしておりました、公民館を含む社会教育行政全般の取りまとめ役として公民館のことも取り組んできました。今は学校教育も含め全体的に教育行政を包括する立場として、公的社会教育の実践の場としての公民館を、みなさんのお力添えで発展させていただけたらと思っております。よろしく願いいたします。

藪内館長：中央公民館館長の藪内です。よろしく願いいたします。

稲田補佐：中央公民館の稲田です。昭和61年、まだ古い公民館の時代に1年おりました、平成20年に22年ぶりにこの中央公民館に戻ってきてはや7年がたちました。浜手、山手の経験もなく、ただ長いばかりで非力ですが、公民館の価値を多くの人にわかってもらいたいという思いで、今年も仕事をしていきたいと思っております。

大脇館長：浜手地区公民館館長の大脇です。山手で9年勤めた後、浜手では7年目を迎えました。年数ばかりを重ねておりますが、めまぐるしく変わる社会情勢や公民館が置かれている状況や課題を見据えながら、皆様とともによりよい公民館をつくっていききたいと思っております。

北野館長：山手地区公民館館長の北野です。早いもので山手の館長になってから5年目を迎えました。大変充実した日々です。今後ともよろしく願いいたします。

2、委員長、副委員長の選出について

事務局に一任され、委員長に萩原氏 副委員長に沼野氏を選出した。任期は1年。再任を妨げない。

(委員長、副委員長あいさつ)

萩原委員長：府教委社会教育課で公民館の担当をしていた時に、大阪府公民館振興協議会の役員をしていただいていた公民館はもとより、府内ほとんどの公民館をまわりましたが中でも貝塚公民館には本当にお世話になりました。昨年たまたま阪南地区公民館運営研究協議会の研修会で、岸和田市の担当者から依頼され講師を務めたところ、藪内館長がおられてご縁ができたという次第です。また昨年からは岸和田市公民館の有料化の関係で委員を務めていてしばらく関わることとなります。このように公民館とは縁が深く今後も関わっていききたいですが、とりまく状況は厳しいものがあります。貝塚公民館も変革を迫られている時期かもしれませんが、皆様のご意見をお聴きしながら良い方向にいくように力を尽くしたいと思います。

沼野副委員長：全国的に公民館が衰退し、公民館運営審議会についても法律の条文が「置く」から「置くことができる」に変わってからも貝塚でこのように開催され続けていることはすばらしい事であり、それにふさわしい役割を自分たちも果たさなければならないと思っております。有料化については委員たちに知らされずに進められ議会にかける直前に示されたという状

況があり、決まってしまったことは覆らないのですが、今後の状況をしっかり見守り、委員としての役目を果たしていきたいと思えます。

3. 公民館運営審議会の役割について

藪内館長より公民館運営審議会にかかる法律、条令 委員構成等について説明 質問等なし。

4. 今年度の公民館事業方針、重点事業、予算について

藪内館長より事前に送付した資料から重点項目を説明。

萩原委員長：何か質問や意見はありますか。

中野委員：地域への発信が重要であることが書かれていますが、現在クラブやボランティア団体が盛んに出かけています。それと「受益者負担」という考え方について、貝塚市全体のところから説明してください。

前田部長：10月からの使用料徴収のことですね。市の考えとして、公民館を利用していただくときに公的社会教育の場を保障するという意味で、原則として税外負担は考えておりません。ただ、この時間この部屋を専有するというときに、場所代ではなく、そのときかかる光熱水費までも行政が税金の中から負担するのはどうなのかといえば、それは使う人に一部負担をしてもらっても、社会教育の場を保障するというのを放棄したことにはならないという考えが一番の原則なのです。ただ光熱水費を実際メーターをつけて測るとなると、その方がかえって経費がかかるということで基本的な料金を設定し料金表を作成したのです。これが原則ですが、しかし、どなたからもいただくのではなく、例外的な場合としてこれまでとおり免除してもよい場合があるのではないかと検討を重ねました。第1は市の主催事業の場合、ここには団体との共催事業も含まれます。第2は公共的な要素が強い目的のために使用する場合があります。これは線引きが難しいですが、一般に広く無料で開放したイベントなどが含まれます。第3は、第2と重なる場合もありますが、社会福祉団体などが地域貢献的な事業をするために使用する場合があります。そして第4は、概ね18歳未満の未成年者が使用する場合があります。

中野委員：光熱費相当の負担ということなら、誰が使う場合でも光熱費が発生するのは同じではないですか。

前田部長：それでも先ほど申しました4つの場合…公共的な目的で使用する場合はそれを免除するという事です。

中野委員：公民館では部屋の使用料に加え、陶芸釜の電気使用料も負担しなければなりません。でも福祉センターでは無料です。

前田部長：今は公民館の利用に関する話をさせていただいています。

中野委員：先ほど市としての考え方と言われました。

井上菊信委員：社会の中で公平性を保つ手段として、市は施策を考えてすすめているという話ですね。先ほどの免除される場合として、未成年の活動があげられていたのは彼らに所得がありませんから当然として、今までクラブ活動がすべて無料だったのが不公平であったと私は捉えております。

中野委員：そのクラブの中でも10月以降も免除されるクラブがあるのが問題だと思います。

藪内館長：基本的にクラブ活動は2表でいただくのですが、子どもだけのダンスクラブなどは先ほどの4番目の免除される場合にあたり、引き続き費用負担がありません。おっしゃっていただいたように青少年に所得がないからですが、保護者が関わる場合でも将来を担う子ども育成という観点から免除されます。

中野委員：その理念はわかるのですが、では「遊び隊」や「傾聴ボランティア」などクラブ協議会に入っていないところが免除というのは何故ですか。

藪内館長：それらは公民館の人材養成事業としてのグループであり、活動自体がボランティアとしての地域貢献にあたるわけです。

中野委員：クラブは趣味的な事をして遊んでいると捉えられているのですね。施設や町会にも頻りにボランティアで行っています。

藪内館長：それは充分承知しておりますが、クラブの場合はそれ自体が目的ではないですね。

中野委員：それもわかりますが、みんなに聞かれたときにどう説明するのか苦慮するのです。

藪内館長：ボランティア活動に関わる事で当日、あるいはそのための準備や練習で部屋を使用する場合の1回は免除をさせていただきます。普段のご自分たちの活動までをも免除することはできませんが。

中野委員：話が少しそれますが、出かけるときは社会福祉協議会のボランティア保険に入らないといけないのです。その費用負担もあります。地域貢献活動を奨励するなら公民館が負担しても良いのではないですか。

井上菊信委員：私はボーイスカウトの活動を長年しております。ボーイスカウトは文部科学省所管の社会教育団体として青少年問題協議会にも入っておりますが、保険料はすべて自己負担です。自分たちの命は自分たちで守るという考えです。おっしゃる意味もわかりますが、この審議会で話しあうことからはそれていくと思います。

中野委員：保険の事はこういう事もあるという話で、確認したかったのは受益者負担について、誰がどのように決めたかという事です。また免除される団体とされない団体を書面で示していただきたい。10月はすぐやってくるのにほとんど前に進んでいないと思います。

井上菊信委員：それはまた別のところで進めてもらい、今は審議会の案件を進めませんか。

萩原委員長：この件については決着しているのですね。受益者負担や料金表のことはいくら話しても覆ることはなく、保険のこと等細かい運用面のことはまたご検討いただきたいと思います。

中野委員：10月までの間に修正できる事はしていきたいと思いますという話でした。

前田部長：修正ではなく、こういう場合はこうしましょうという細かい打ち合わせをしていこうという事です。そのことが遅れていて混乱させたり待たせたりしているのなら申し訳ない事で、各公民館に急ぐよう私から促さないといけません、修正はないです。

中野委員：山手はクラブへの説明がすべて終わっていますが、中央は進んでいないと聞きます。

萩内館長：いいえ、終わりました。今はクラブ以外の一般登録団体への説明を進めています。

萩原委員長：細かいことはまた打ち合わせをしていただきたいと思います。

沼野副委員長：目標のところに「市民の学びを保障する」とありますが、有料化することで公民館活動が衰退しないよう努力するという事をあげていただきたいと思います。実際人数が少ないところは払えなくなってクラブがなくなったという阪南市の例をきいています。

井上菊信委員：おっしゃる意味は理解しますが、無料なら活動するが有料なら活動しないという考え方は持ちたくないと思います。

沼野副委員長：払えない場合はどうするのですか。今まで公民館は誰でも活動できる敷居の低いところでした。社会教育の保障として無料であることは大切なことです。

萩原委員長：ずっと有料だったわけではなく、このたびの事情で一部有料になったということですから、確かに人数の少ないクラブは大変なこともあるでしょうが、そこは職員もどう工夫したらいいかななどを助言して乗り切っていただきたいと思います。

萩内館長：主催講座はもちろん無料ですし、クラブの人数についても体験講座を共催して人数増加につなげるなど、バックアップはさせていただきます。

大西委員：大きな目的を達成するためには、公民館事業を公民館単独で進めるのは無理なところにきていると思います。福祉分野、保健分野いろんなところとの連携が本当に必要だと思います。夫が町会の役員をしていて市役所各課のいろんなお知らせのチラシなどを回覧する役目もありますが、それが配られただけでは生きた情報にならない。こういうことを各課との連携で公民館で講座として行って、敷居の低い公民館にきていただくことで生きた情報になると思います。

今年度の重点事業や予算について事務局から説明。予算の大きく増加しているのは今年度エレベーター設置工事を行う浜手の工事請負費。大きく減少しているのは昨年度空調工事等が行われた山手の工事請負費。

井上菊信委員：浜手には現在エレベーターがないのですね。

大脇館長：はい。車椅子の方が2階に上がられるときは4人で抱えて階段を昇り降りします。

井上菊信委員：当初からなぜ設置されなかったのでしょうか。障がいのある方だけでなく加齢とともに足が弱り、階段の昇降は大変辛くなります。

井上誠一委員：建設当時に、障害者児団体連絡会からもエレベーターの設置は要望したのですがね。費用はいくらかかりますか。

大脇館長：工事費が1900万、設計に関する委託料が400万で合計2300万です。

井上誠一委員：あの施設は実は大阪府が建てて貝塚市に無償で譲渡したものです。身体障がい者の団体が、大阪府から予算が無いと言われてあっさり引き下がりました。私ならそんなことはないのですが、身体障がいの団体が引き下がったのに比較的必要性の薄い視覚障がい者の団体としてそれ以上言えず、悔しい思いをしたものです。あれから26年もたちました。教育庁舎を改修する時は何度も何度も要望して実現しましたが、億単位の費用がかかっています。浜手公民館は今までは2階で何か催しがあるときに職員さんに負担をかけるからという理由で行くのをやめた人もいるかもしれませんが、遅すぎますが、実現するのは良いことです。

萩原委員長：大阪府の事業として二色浜一帯を開発したときに、住宅地の集会所として建設したものを貝塚市が要望して公民館にすることになったという経緯を聞いています。集会所建設の予算しかなかったという事ですね。

井上菊信委員：集会所とはいえ、公のものとして様々な人々が使うことを考えるとエレベーターは是非必要でしたね。当初からなら500万ほどで出来たのではないですか。あとづけは10倍もかかります。また毎月の点検維持も相当かかります。ロープも磨耗していないように見えても耐用年数がきたらきっちり替えないといけません。

井上誠一委員：同じ性能のものでもホームエレベーターと違って、不特定多数が使う施設のものならメンテナンスの費用はたくさんかかります。先日「視覚障害者センター」を竣工した際も本当はエレベーターを設置したかったのですが、その後の費用まで考えると断念し、昇降機にかえました。

大脇館長：補足させていただきますと浜手で予定しているエレベーターは、業務用の大型エレベーターではなく、車椅子の方と介助の方が乗られたらそれでいっぱいになるという大きさです。福祉施設型で、ホームエレベーターよりは少し充実しているものです。

沼野副委員長：今年度の予算の歳入で、10月から使用料を徴収する分は入っているのですか。

藪内館長：三館の半年分として約250万計上しております。

沼野副委員長：公民館に還元されるのですか。

藪内館長：市の一般会計に入りますので、即充てられるというわけではありませんが、順次施設の改修等を行っていきたいと思います。

吉道委員：浜手公民館のことで日頃思っているのは駐車場が狭いということですね。山手もそうでしょうが、長年浜手公民館の前で仕事をしていたので皆さん苦勞されて結果的に路上駐車になるのをずっと見てきました。裏手のあたりは広々しているようですが、拡張できないのでしょうか。結果的に公民館活動の衰退につながるかもしれません。

大脇館長：周辺は緑地帯が多いですが、そこは駐車場に変えられないですね。

沼野副委員長：第5プールや外周道路のあたりに駐車場はあるようですが…

中野委員長：山手も曜日によっては台数が非常に多くて、職員が整理に走り回っているという状況があります。

井上菊信委員：山手は奥のほうをもう少し整備したら余地があるようです。浜手は住宅地の中にあるので困難ですね。現在は車社会ですので福祉センターでも問題は深刻です。今後庁舎立替のときは駐車場について大いに考慮することが必要ですね。公民館に言うことではありませんが。

萩原委員長：事業のことではどうでしょうか。

沼野副委員長：今車の話が出ましたが、高齢になり免許を手放された方も多い中、公民館まで出かけられない人にとって近くで開催される「つるかめ出前大学」は非常によいと思います。ところが公民館の出前というとなぜか寄席ばかりですね。その後の交流会に期待したいですが、つるかめ大学の出前なのだからもう少し学びの要素を取り入れ、地域でのつながりもつくれるようなものにもっていったら、と思います。

秋田委員：公民館クラブから地域に出かける活動について、「公民館のあゆみ」の中で「ほかでもがんばっているよ」という形で表にして掲載していますが、出かける目的は何なのかということをもっと明確に知らせる必要があると思います。公民館活動をしている人は趣味的なことを楽しんだり、学びを自分のものだけにとどめるのではなく、社会に還元する活動をしなればいけないという事はかなり前から言われていますが、そのことをどれほどの利用者が理解しているのでしょうか。公民館は、出かけていくこと自体が目的であるかのようにただお願いするのではなく、社会から要請がありそれに応えるための地域貢献活動、社会教育活動であることをもっと伝えていく必要があります。そうでないと公民館の意図していることと、利用者の思いはかみ合わないままで、公民館からの押し付けのように捉えられると公民館から足が遠のくという事態にもなりかねません、

萩原委員長：重要な視点ですね。クラブ協議会の研修会などはされているのでしょうか。公民館から出かける場合も同様で、たえず出かける意味を確認しないとイケません。

藪内館長：クラブ協議会の研修会は毎年必ず行われており、もちろん我々も関わってそのような話もしております。中々全員に理解が浸透するまでには至りませんが。

秋田委員：もう一点、私は「貝塚の知恵袋」というグループで活動して、今は地域に出かけて「認知症予防プログラム」を河崎リハビリテーション大学の先生と連携して行おうとしていますが、そこでよく聞く話として、近くの町会館までなら行けても、公民館までは行けないということがあります。公民館からもクラブからもどんどん出かけていくのは良いことであり、ここに来てくださいますとかここでの参加者を増やすというのはもう昔の話になっていると思います。高齢化社会ですから、我々自身も近い将来には地域の会館などの場所で公民館活動をするという形になるでしょう。そのように方法論を転換する時期にきていると思います。

萩原委員長：おっしゃるとおりですね。公民館のほうからリストに沿って出かける形をとっておられると思いますが、地域に対してこんなことが出来ま

すよというリストを示して、地域のほうから要望をだしてもらおうという形にしたら良いと思います。

秋田委員：そのことに三公民館の利用者連絡会で取り組んできたのです。社会福祉協議会の「小地域ネットワーク活動」のためのメニュー集をベースに各クラブに加筆してもらったものを作成し、高齢者施設や障がい者施設を訪問して、事情などもお聞きしながら配りました。

萩原委員長：それは随分力をいれて活動されたのですね。ただ書いたものだけ配られても中々実行にいたらないかもしれませんので、お試し企画をしてみるなどつなぎ方を工夫する必要がありますね。

秋田委員：はい。でも高齢者施設からは電話での申し込みがどんどんあり、施設側がデイサービスの一環として取り入れているような場合もあります。

中野委員：受付を担当する職員も調整に苦慮していますが、その辺は試行錯誤をしながら効果があるようにしていきたいと思います。

吉道委員：単に踊りや演奏を披露して楽しんでもらうということだけではなく、魅力ある公民館活動の宣伝の場になればいいですね。

蕨内館長：それをきっかけに公民館に来てもらうということだけではなく、地域でのつながりができればいいと思います。公民館や公民館の利用者が地域での需要に応え、橋渡しの役目を果たしていくことになります。

加嶋委員：事業方針の子育て支援のところで“参加困難者の把握等”と書いてありますが、具体的にはどの事業が該当するのですか。

蕨内館長：地域の町会館などで乳幼児親子の交流の場を展開する「おさんぽかばさん」では地域の民生委員さんとの連携で、公民館までは来られなくても、この場に参加することが悩みの解決につながる場合もあります。

加嶋委員：支援者の確保についてはどうですか。

蕨内館長：現在三館で保育ボランティアさんに活発に動いてもらっていますが、今年も養成講座を開催し、足りなくなることがないように努めていきます。

秋田委員：努力目標のところで、“気付き、学び、行動する”というくだりがあります。三館の事業内容を見ていると“気付き”と“学び”まではできていると思いますが、“行動する”ところまでつなげられる事業がどれぐらいあるのかと思うのです。講座終了後にそれで終わらせず、グループを結成し活動を続けているグループ…傾聴ボランティアのグループや、古くは「遊び隊」がそれに該当するのですが、それがあまりに少ないと思います。努力目標にとどめるのではなく、そのように活動できる人を増やしていかないと地域連携事業の目的を達成することができません。そのような視点で事業を行う事を職員間で議論して、共有してもらいたいと思います。

蕨内館長：いくつかの講座で、こちらが設定したものが終了した後も自発的な動きがみられます。発達障がいについてとりあげた講座からグループが生まれたり、リタイア後の男性の趣味や生きがいの追求から始まった講座でつながりが生まれ、一步を踏み出した活動にも広げられています。おっしゃっていただいた視点を大切にして進めていきたいと思います。

萩原委員長：それでは時間も過ぎましたのでこの辺で終わりたいと思います。

藪内館長：本日は長時間ありがとうございました。今後9月、12月、3月と集まっていただいて皆さんから忌憚りの無い意見をいただくとともに、萩原先生に研修をしていただくことも予定しています。転換期にある公民館ですが、皆様とともにより良い公民館を作っていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

沼野副委員長：今後市の施策や計画などに新しい動きがありましたら、臨時でも審議会を開いて決まりきるまでに知らせていただきたいと思います。

全国公民館研究集会（鳥取市）について説明

次回審議会：平成27年9月25日(金) 午後2時～